

◎機構改革の概要

■部の再編

○「危機統括室」を新設します。

市民が安全・安心で暮らせるまちづくりを推進し、更なる災害時等の迅速な対応を図るため「危機統括室」を設置します。

■課の再編

○市長公室に「企画政策課」を新設します。

政策立案の充実・強化等を図るため「企画政策課」を設置します。

○総務部に「地域政策課」及び「管財課」を新設します。

市民協働（自治会活動等）の更なる推進等を図るため「地域政策課」を設置し、老朽化が進む公共施設の計画的な取組等を推進するため「管財課」を設置します。

○都市整備部に「まちづくり推進課」及び「公園緑地課」を新設します。

多様化するまちづくりの推進等に対応するため「まちづくり推進課」を設置し、市内各地に点在する公園管理部門を主とした「公園緑地課」を設置します。

※課の再編により、「ふるさと創造課」及び「都市計画課」が廃止になりました。「ふるさと創造課」の業務は、主に「企画政策課」及び「地域政策課」に、「都市計画課」の業務は、「まちづくり推進課」及び「公園緑地課」に引き継がれることとなります。

■室の新設

○水道局に「簡易水道室」を新設します。

事務の効率化等を図るため、「簡易水道室」を設置します。

○教育委員会事務局教育総務課に「学校適正化推進室」を新設します。

市内小中学校の規模、配置及び教育内容等の適正化の推進のため「学校適正化推進室」を設置します。